

令和8年度インターンシップ研修実施要領

和歌山県農林大学校林業研修部林業経営コース研修生（以下研修生という。）が、関心のある林業事業体での仕事を体験することにより、就業への意識の高まり、林業に関連する担い手として必要な勤労精神と社会性を学ぶ事を目的として下記のとおり実施する。

なお、研修生は下記の期間において、異なる3つの事業体にて就業体験を行うこととする。

記

1. 期間及び時間

第1回：令和8年10月19日（月）から11月1日（日）の内、10日間

第2回：令和8年12月7日（月）から12月20日（日）の内、10日間

第3回：令和9年1月18日（月）から1月31日（日）の内、10日間

日ごとの研修時間については、原則として受入事業体の就業時間とする。

2. 就業体験内容

事業体の経営管理等に関する事務作業及び山林等における現場作業を体験する。

体験業務及び作業内容については受入事業体が通常上記期間に行っている実務を体験するものとする。

受入事業体は、第1回の研修生を受け入れる場合、令和8年10月7日（水）までに、第2回は令和8年11月25日（水）までに、第3回は令和9年1月6日（水）までに研修計画書（別記様式1）を林業研修部へ提出すること。

3. 受入事業体の決定

インターンシップ研修説明・面談会を実施した上で、研修生が希望する事業体で研修できるよう林業研修部が調整する。

インターンシップ研修説明・面談会は、令和8年9月7日（月）及び8日（火）に実施する。

4. 体験内容の記録

研修生は研修日誌（別記様式2）を作成し、各回業務体験終了後、林業研修部へ提出すること。

受入事業体は、研修記録簿（別記様式3）を作成し、業務体験終了後、林業研修部へ提出すること。

5. 受入事業体の要件

令和9年度に求人予定のある和歌山県内の林業事業体とする。

6. その他

林業経営コース研修生は所定の普通傷害保険（賠償責任特約）に加入すること。

【参考】 保険の詳細について

○普通傷害保険（研修生個人で加入）

死亡・後遺障害： 1,460,000 円

入院保険金日額： 3,500 円

通院保険金日額： 2,200 円

賠償責任： 100,000,000 円

○賠償責任保険（学校でインターンシップ研修実施までに加入予定）

施設賠償

身体1名・1事故： 30,000,000 円

財物1事故： 30,000,000 円

保管物賠償

財物1事故： 30,000,000 円